

平成22年3月23日 臨時教育委員会承認
(決定は関連予算議決後)
平成22年3月24日 教育長専決により決定

太良高校改編計画

平成22年3月
佐賀県教育委員会

目 次

| | 頁 |
|------------------------|----|
| はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 「新太良高校設置準備委員会」での検討経過・・ | 1 |
| 計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| 1 基本的な学校像・・・・・・・・・・ | 4 |
| 2 教育課程・・・・・・・・・・ | 6 |
| 3 相談・指導・・・・・・・・・・ | 11 |
| 4 選抜方法・・・・・・・・・・ | 18 |
| 5 地域連携・・・・・・・・・・ | 20 |
| 6 広報等・・・・・・・・・・ | 28 |
| (参考) 教室等配置図・・・・・・・・ | 29 |
| 太良高校農園等配置図・・・・・・・・ | 30 |
| 新太良高校設置準備委員会委員名簿・・ | 31 |

はじめに

佐賀県教育委員会は、平成 21 年 3 月に佐賀県立高等学校再編整備第二次実施計画を策定し、太良高校の改編を決定した。

計画では、今までの太良高校の 2 学級については、平成 23 年度に西部学区の定員としては 1 学級を減じ、その上で「従来全日制高校で十分に対応できていない生徒」に教育の機会を提供するために、県内全域から 40 人程度の募集を行い、新しいタイプの県立高等学校のモデル校とすることとした。

これを踏まえ、新しい太良高校の具体的なあり方等を検討するために、平成 21 年 4 月に太良高校、太良町、太良高校同窓会・教育振興会、地元中学校、地元中学校 P T A、鹿島市、嬉野市及び佐賀県教育委員会の関係者からなる「新太良高校設置準備委員会」を立ち上げ、魅力ある高校づくりをめざした検討を行なってきた。その結果を踏まえ、ここに佐賀県教育委員会として、太良高校改編計画を取りまとめる。

「新太良高校設置準備委員会」での検討経過

現在までに、「新太良高校設置準備委員会」を 6 回開催した。太良高校改編に向けて、教育課程、選抜方法、相談・指導方法、地域連携及び総合的事項について検討を行なった。

また、この委員会は公開とし、その都度、県のホームページ等を通じて、開催案内や協議事項概要等の報告を行ない、県民への情報提供に努めた。

これまでの設置準備委員会開催日及び主な検討事項は、次のとおりである。

| | |
|---|--|
| 第 1 回 平成 21 年 4 月 24 日（金） | |
| 委員委嘱 太良高校改編の考え方 ・ 改編概要、改編計画 めざす学校像 主要検討項目の考え方 ・ 学校の特色と具体的な取組の検討内容 ・ 主要検討項目の考え方 太良高校改編スケジュール | |
| 第 2 回 平成 21 年 6 月 3 日（水） | |
| めざす学校像 各作業部会での検討状況 (1) 教育課程 ・ 基本的な考え方 ・ 特色ある教育展開 ・ 校時表 ・ 前後期日程 ・ 多様な単位認定 ・ 科目設定における考え方 (2) 選抜方法 ・ 選抜基本方針 ・ 応募資格 (3) 相談・指導 ・ 教育相談における考え方 ・ 教育相談体制 ・ 相談等対応施設 | |

| |
|---|
| <p>(4) 地域連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験学習実施計画 ・通学対策実施計画 ・小中高連携及びコミュニティ・スクール計画 |
| <p>第3回 平成21年8月26日(水)</p> |
| <p>各作業部会での検討</p> <p>(1) 総合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・めざす学校像 ・部活動 ・ICT教育の充実 ・キャッチフレーズ ・制服 <p>(2) 教育課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位認定 ・卒業要件 ・校時表 ・教育課程 ・前後期日程 <p>(3) 選抜方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集人員 ・応募資格 ・選抜 <p>(4) 相談・指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談しやすい環境づくり ・きめ細かな生徒指導 <p>(5) 地域連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験学習実施計画の具体的な実施内容例 ・通学対策実施計画 ・小中高連携計画 |
| <p>第4回 平成21年10月27日(火)</p> |
| <p>太良高校改編の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改編の考え方 ・めざす学校像 ・教育の基本的体系と授業体系 ・特色 ・教育課程表 ・主要な骨格 <p>各作業部会での検討案</p> <p>(1) 総合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャッチフレーズ ・広報計画案 ・制服 ・クラス編成方針 ・部活動 ・校務分掌の見直し <p>(2) 教育課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特色ある教育展開 ・学校設定科目概要 ・科目設定における考え ・知識及び技能審査による単位認定 ・教育課程表 <p>(3) 相談・指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導計画 ・進路指導計画 ・キャリア教育 <p>(4) 選抜方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集人員について ・選抜基本方針 ・応募資格 ・選抜 <p>(5) 地域連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験学習実施計画 ・通学対策実施計画 ・地域連携のあり方 |

第5回 平成22年1月7日(木)

検討事項中間まとめ

- (1) 総合作業部会
 - ・学校の愛称
 - ・学校紹介パンフレット及び広報
- (2) 教育課程作業部会
 - ・学校外での単位認定
 - ・前後期日程
- (3) 相談・指導作業部会
- (4) 選抜方法作業部会
 - ・募集定員
 - ・応募資格
 - ・転入学、編入学
- (5) 地域連携作業部会
 - ・体験入学実習先
 - ・小中学校との連携
 - ・地域連携のあり方

第6回 平成22年3月18日(木)

検討まとめの概要

「新太良高校設置準備委員会」の検討経過

検討事項まとめ

- (1) 基本的な学校像
 - (2) 教育課程
 - (3) 相談・指導
 - (4) 選抜方法
 - (5) 地域連携
 - (6) 広報等
- 来年度の予定

計画の内容

1 基本的な学校像

(1) 改編の目的及び特色

- ・ 平成23年4月に「多様な学びのできる全日制高校(普通科)」のモデル校として改編する。
- ・ これまでの太良高校の果たしてきた役割を引き継ぐとともに、既存の全日制高校では十分に対応できていない、不登校経験や発達障害のある生徒及び高等学校中途退学者で、全日制高校で学ぶ意欲と能力のある生徒に対しても教育機会を拡大し、多様な学びができ地域も生徒の教育を支援する学校とする。

(2) めざす学校像

- ・ 多様な選択科目の設定や単位認定により、生徒の個性や可能性を引き出し伸ばす学校
- ・ ICT教育の充実や少人数によるきめ細かな指導により、生徒に確かな学力を身につけさせる学校
- ・ キャリア教育の充実により、生徒の主体的な進路選択を支援する学校
- ・ 様々な体験学習により、社会性や他人を思いやる心を身につけた生徒を育てる学校
- ・ 地域や家庭と連携し、共に歩む学校

(3) 学校名等

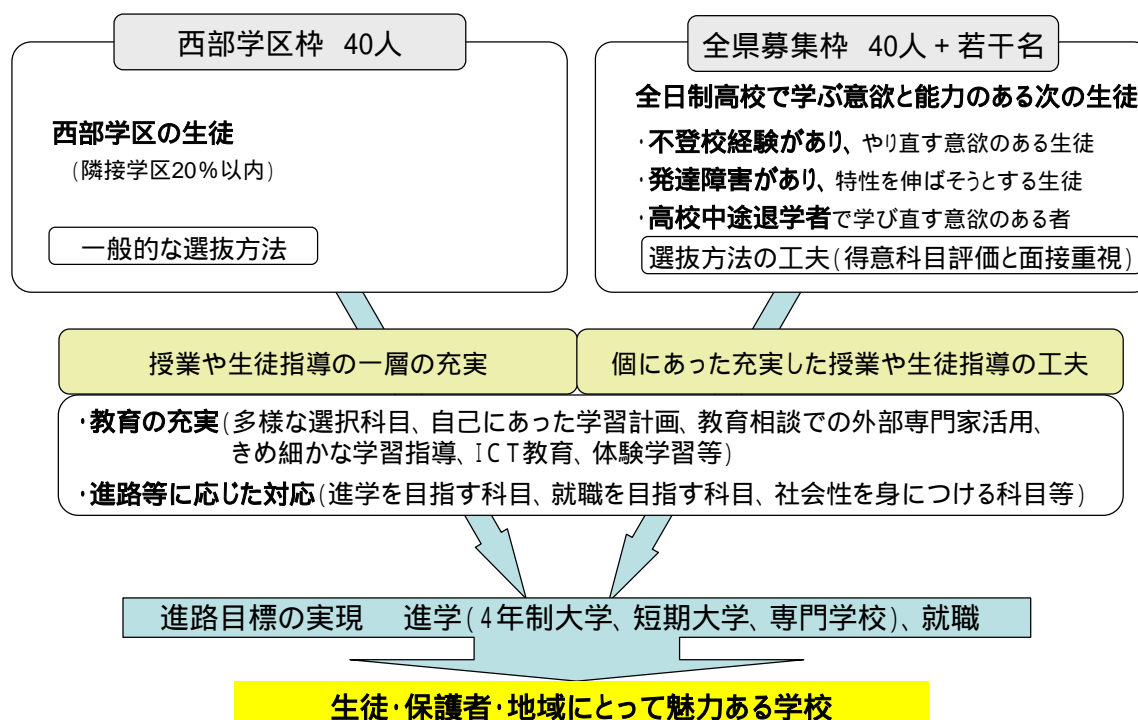
- ・ 校名：佐賀県立太良高等学校
- ・ キャッチフレーズ：「HOT School (ホット スクール)」

(H=hope, O=only one, T=try)

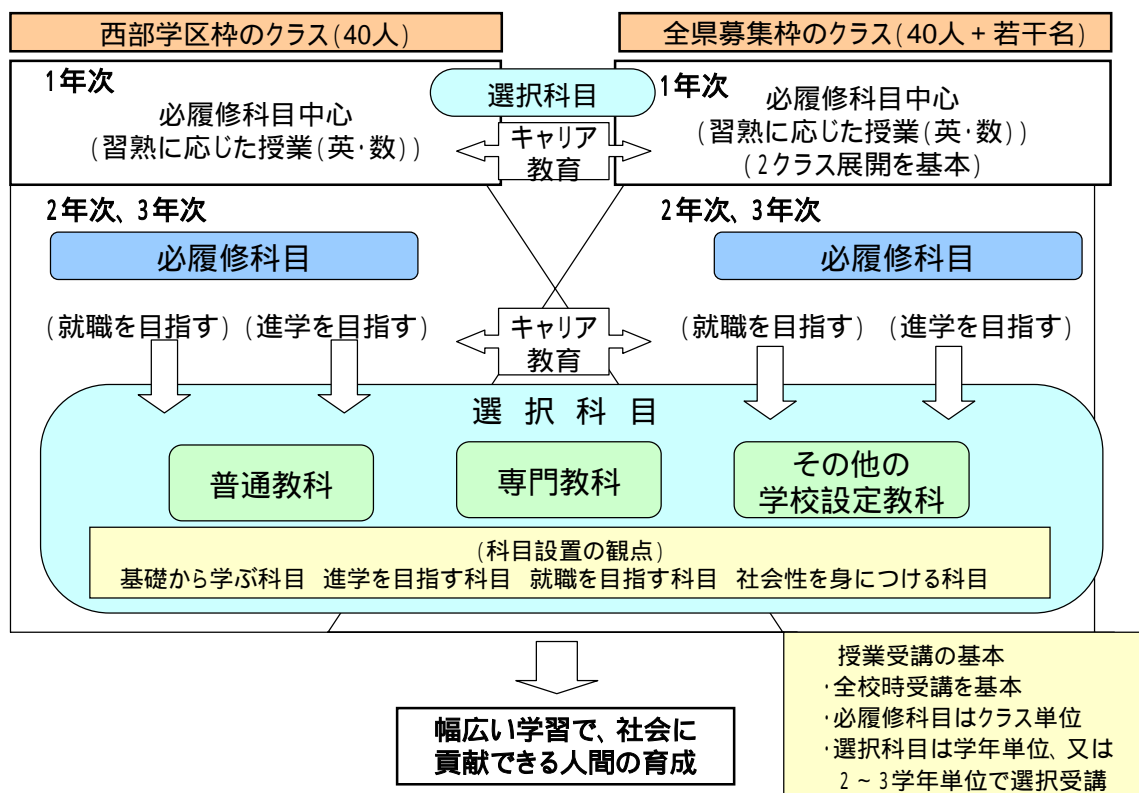
希望を持ち、かけがえのない自分をみがき、未来に向けて努力する学校

- ・ 全日制・単位制・2学期制の普通科高等学校とする。

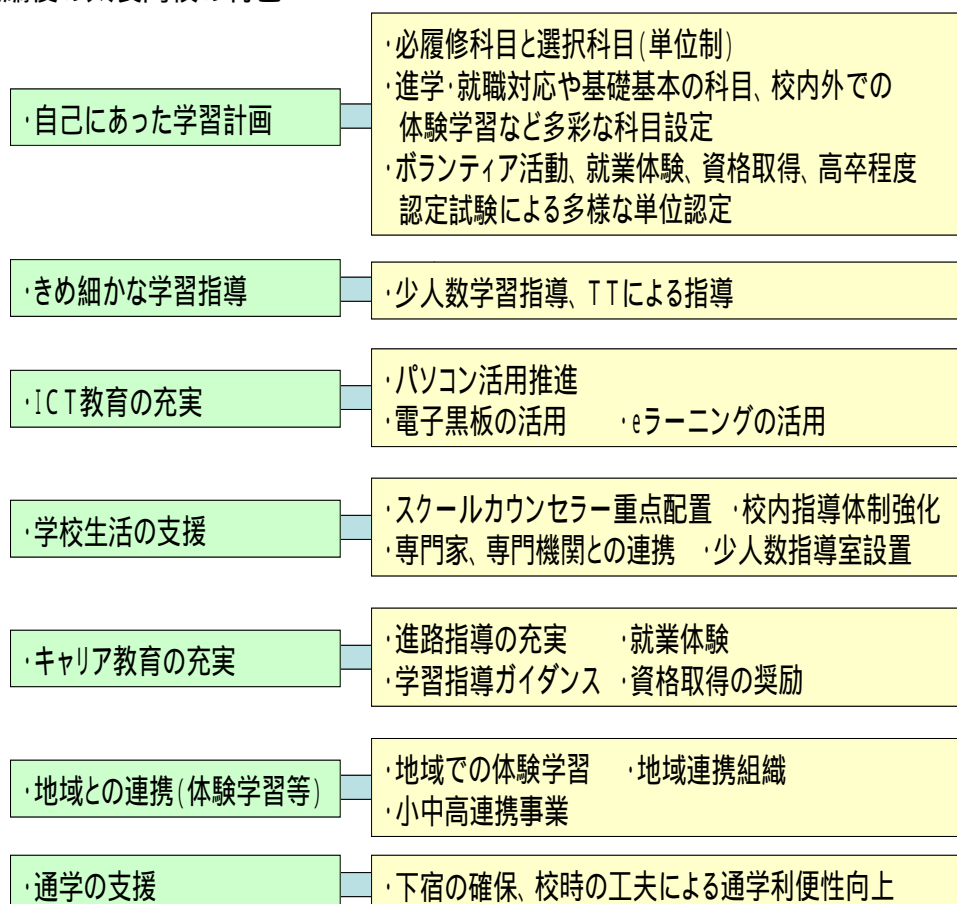
(4) 教育の基本体系



(5) 授業体系



(6) 改編後の太良高校の特色



2 教育課程

(1) 特色ある教育

単位制の導入

- ・ 単位制の学校とは、学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得して卒業の認定を行う学校のこと、太良高校では、平成 23 年度入学生から年次進行で導入する。なお、平成 22 年度以前の入学生については、従来どおりとする。
- ・ 太良高校では、県内の他の全日制高校と同じく、毎日登校して授業を受け、3 年で卒業することを基本とする。

ICT 教育の充実

- ・ 各教室に配置されている電子黒板を活用し、授業の充実を図る。平成 21 年度に引き続き平成 22 年度以降も授業研修会を実施し、指導法の向上をめざす。
- ・ 情報関連の授業のために、第 2 パソコン教室を整備し、生徒の情報活用能力を高める。
- ・ e ラーニングを研究し、個別学習に活用する。

多様な指導方法の導入

- ・ 授業そのものを「わかる授業」とするための指導法や授業内容等の研究を行う。
- ・ 高校入学時や年度初めなど、環境の変化の対応に向けガイダンス等を行う。
- ・ 生徒の実態に応じ、専門家の意見を取り入れた指導の工夫を行う。
- ・ 少人数指導のために展開授業を多くし、きめ細かな指導をする。
- ・ 理解を助けるために T T を導入する。

その他の特色ある教育

- ・ 学校外の人材や地域の協力を得た体験学習や学校行事を実施する。
- ・ 地域の協力によりキャリア教育を充実させる。
- ・ 心身の健全な育成や社会的自立への取組支援等のため、校外でのボランティア活動や体験活動を実施し、単位認定する。
- ・ 地域との連携による長期休業中の集中講座など、柔軟な学習活動を展開し、単位認定する。
- ・ 実用英語検定や簿記検定など技能審査の成果による単位認定を行う。

(2) 科目設定における考え方

- ・ 必修科目と選択科目を設定する。
- ・ 基礎学力を育成する科目や、興味・関心が持てる科目を設定する。
- ・ 進路希望に応じた学習のできる科目を設定する。
- ・ 大学入試センター試験等に対応できる科目を設定する。
- ・ 職業科目、資格取得関連科目やコンピュータ関連科目など、多様な選択科目を設定する。
- ・ 資格検定などの取得が可能な科目を設定する。
- ・ 2 学期制による学期ごとの半期認定科目を設定する。
- ・ 社会との接点や関わりを実感し、生徒のコミュニケーション能力を育成できる科目を設定する。

(3) 教育課程表

平成 22 年度に太良高校で検討し決定する。

(参考) 自分でつくる時間割

単位制を活かし、必修科目と選択科目を組み合わせる時間割を作成。

時間割例

は必修科目

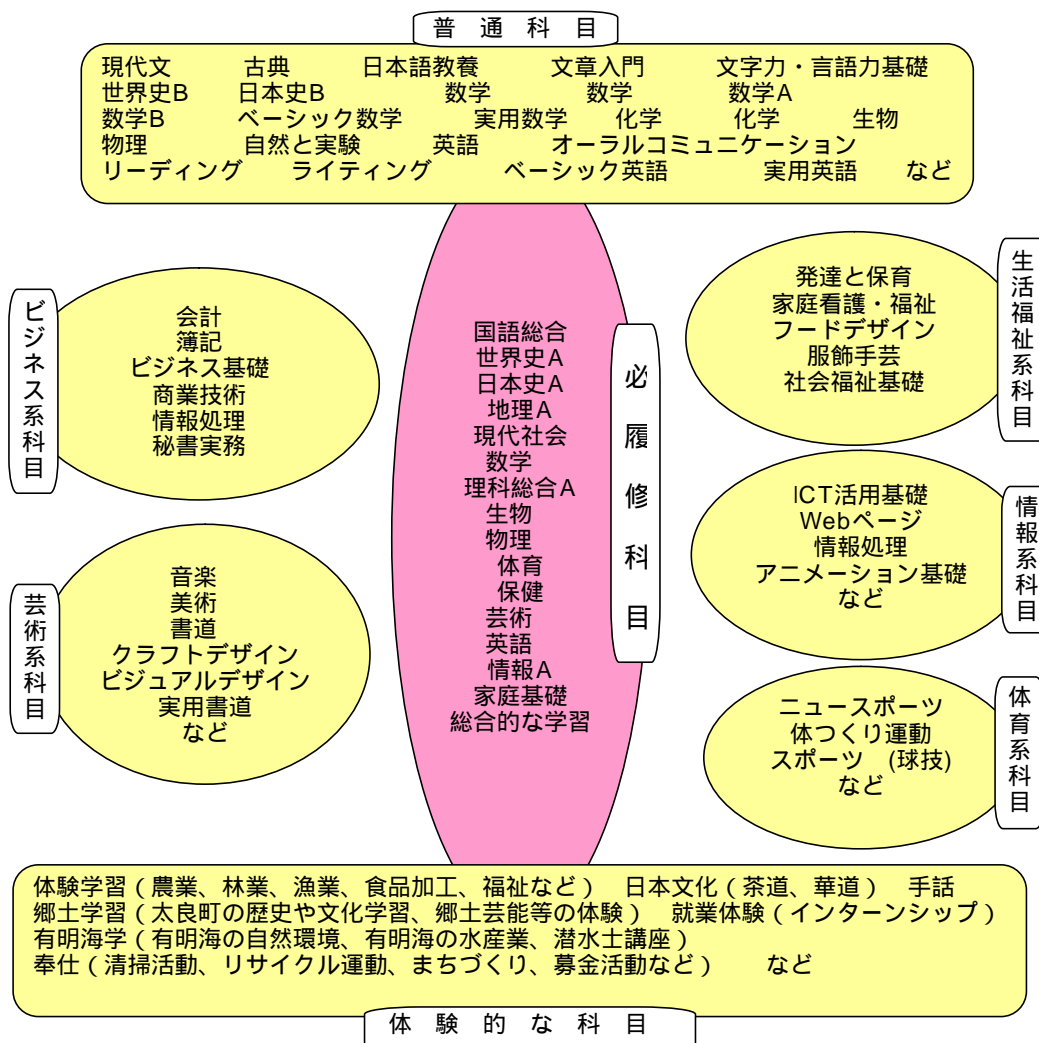
| 単位数 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|-----|-------------|----------|------|----------------|--------------|----------|----------|---------------|----|---------------|----|------|-----|-------------------|--------|-----|--------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1年次 | 国語総合 | | 世界史A | 数学 ベーシック数学 | | 理科総合A | 体育 | 保健 | 芸術 | 英語 ベーシック英語 | | 家庭基礎 | 情報A | 選択科目 (2~3科目選択) | | | 総合的な学習 | LHR | | | | | | | | | | | | |
| 2年次 | 日本史A 地理A | 生物 物理 | 体育 | 保健 | 現代文 日本語教養 | 数学 数学 | 英語 英語 | 選択科目(5~7科目選択) | | | | | | | 総合的な学習 | LHR | | | | | | | | | | | | | | |
| 3年次 | 現代社会 | | 体育 | 選択科目(7~11科目選択) | | | | | | | | | | 総合的な学習 | LHR | | | | | | | | | | | | | | | |

1年次 共通の必修科目を中心に学習します。体験的な学習も選択できます。英数は習熟度別に基礎を固めます。

2年次 自分の将来の進路や興味関心に沿って選択科目を学習します。専門的な科目も学べます。

3年次 ほとんどが選択科目です。どの授業も少人数で理解を深めます。自分の将来の可能性にチャレンジします。

多様な科目設定 (設定予定科目)



(4) 校時表

- ・ 45分授業で実施する。
- ・ 平成23年度からは、全校一斉に45分の校時を導入する。
- ・ 生徒は基本的に1日6時間の授業を受講する。
- ・ 改編後の入学生に対しても、朝の時間の有効活用を図る。

現在の太良高校 校時表

| 現太良高校在学学生 | |
|-----------|---------------|
| HR | 8:35 ~ 8:55 |
| 1校時 | 9:00 ~ 9:50 |
| 2校時 | 10:00 ~ 10:50 |
| 3校時 | 11:00 ~ 11:50 |
| 4校時 | 12:00 ~ 12:50 |
| 昼休み | 12:50 ~ 13:35 |
| 5校時 | 13:35 ~ 14:25 |
| 6校時 | 14:35 ~ 15:25 |
| 掃除 | 15:25 ~ 15:45 |
| HR | 15:45 ~ 15:55 |
| 部活動 | 15:55 ~ |

平成23年度太良高校校時表

| 改編後入学生 | | 現高校在学学生 | |
|--------|---------------|---------|---------------|
| | | HR | 8:35 ~ 8:45 |
| HR | 9:30 ~ 9:40 | 1校時 | 8:50 ~ 9:35 |
| 1校時 | 9:45 ~ 10:30 | 2校時 | 9:45 ~ 10:30 |
| 2校時 | 10:40 ~ 11:25 | 3校時 | 10:40 ~ 11:25 |
| 3校時 | 11:35 ~ 12:20 | 4校時 | 11:35 ~ 12:20 |
| 昼休み | 12:20 ~ 13:05 | 昼休み | 12:20 ~ 13:05 |
| 掃除 | 13:05 ~ 13:15 | 掃除 | 13:05 ~ 13:15 |
| 4校時 | 13:20 ~ 14:05 | 5校時 | 13:20 ~ 14:05 |
| 5校時 | 14:15 ~ 15:00 | 6校時 | 14:15 ~ 15:00 |
| 6校時 | 15:10 ~ 15:55 | HR | 15:00 ~ 15:05 |
| HR | 15:55 ~ 16:00 | 部活動 | 15:05 ~ |
| 部活動 | 16:00 ~ | | |

(参考) JR 普通電車時刻表

(平成22年3月1日現在)

| 列車名 | 鳥栖発 | 佐賀発 | 肥前 山口発 | 肥前鹿島 発着 | 多良 発着 | 肥前 大浦着 | 肥前 大浦発 | 多良 発着 | 肥前鹿島 発着 | 肥前 山口着 | 佐賀着 | 鳥栖着 |
|--------|------|-------|-----------|------------|----------|-----------|-----------|----------|------------|-----------|-------|-------|
| | 6:10 | 7:00 | 7:18 | 7:45 | 8:02 | 8:15 | 7:45 | 7:58 | 8:28 | 8:45 | 9:07 | 9:35 |
| かもめ3号 | 6:59 | 7:14 | 7:24 | 7:36 | | | | | | | | |
| | 7:28 | 7:53 | 8:10 | 8:24 | 9:01 | 9:14 | 8:30 | 8:39 | 9:00 | 9:16 | 9:33 | 10:05 |
| かもめ5号 | 7:56 | 8:11 | 8:22 | 8:40 | | | | | | | | |
| かもめ7号 | 8:26 | 8:41 | 8:50 | 9:01 | | | | | | | | |
| | | 9:24 | * 9:50 | 10:08 | 10:28 | - | 9:24 | 9:33 | 10:06 | 10:26 | 10:41 | 11:13 |
| | | 13:27 | 13:51 | 14:08 | - | - | 14:21 | 14:30 | 14:45 | 15:03 | 15:25 | 15:48 |
| | | 14:26 | *14:52 | 15:08 | 15:34 | 15:43 | - | - | 16:30 | 16:45 | 17:05 | 17:39 |
| かもめ34号 | | | | | | | | | 16:46 | 17:04 | 17:16 | 17:32 |
| かもめ56号 | | | | | | | | | 17:24 | 17:34 | 17:42 | 17:57 |
| | | 16:04 | 16:22 | 16:46 | 17:15 | 17:24 | 16:52 | 17:06 | 17:30 | 17:45 | 18:08 | 18:38 |
| かもめ96号 | | | | | | | | | 17:46 | 18:04 | 18:16 | 18:31 |
| | | | | | | | 18:12 | 18:21 | 18:52 | 19:10 | 19:25 | 19:49 |

(5) 学校外における学修による単位認定

次の場合に単位認定する。

ア ボランティア活動

- ・ 学校設定科目「ボランティア活動」を修得した場合

イ 就業体験（インターンシップ）

- ・ 学校設定科目「就業体験」を修得した場合

ウ 知識及び技能審査

- ・ 本校在学中に、（別表１）に示した検定等を取得した場合

（別表１） 太良高校 知識及び技能審査による単位認定

| 知識 及び 技能 審査 | 検定名 | 主 催 | 級 | 認定単位 |
|----------------------|------------|----------|--------------------|------|
| | 実用英語技能検定 | 日本英語検定協会 | | 2級 |
| 準2級 | | | | 2 |
| 3級 | | | | 1 |
| 日本漢字能力検定 | 日本漢字能力検定協会 | | 2級 | 3 |
| | | | 準2級 | 2 |
| | | | 3級 | 1 |
| 歴史能力検定 | 歴史能力検定協会 | | 2級 | 3 |
| | | | 3級 | 2 |
| | | | 準3級 | 1 |
| 硬筆書写技能検定 | 硬筆書写技能検定協会 | | 1級 | 2 |
| | | | 2級 | 1 |
| 毛筆書写技能検定 | 毛筆書写技能検定協会 | | 1級 | 2 |
| | | | 2級 | 1 |
| 小売商（販売士）検定 | 日本商工会議所 | | 2級 | 2 |
| | | | 3級 | 1 |
| 簿記検定 | 日本商工会議所 | | 2級 | 2 |
| ワープロ実務検定 | 全国商業高等学校協会 | | 1級 | 2 |
| | | | 2級 | 1 |
| 簿記実務検定 | 全国商業高等学校協会 | | 1級 | 2 |
| | | | 2級 | 1 |
| 商業経済検定 | 全国商業高等学校協会 | | 1級 | 2 |
| | | | 2級 | 2 |
| 情報処理技術者 | 通商産業省 | | システムアドミニスト レーター | 2 |
| | | | | 2 |
| 情報処理検定 | 全国商業高等学校協会 | | 1級 | 2 |
| | | | 2級 | 2 |
| 秘書技能検定 | 秘書技能検定協会 | | 2級 | 2 |
| | | | 3級 | 1 |
| 被服製作技術検定 | 家庭科教育振興会 | | 1級 | 2 |
| | | | 2級 | 1 |
| 食物調理技術検定 | 家庭科教育振興会 | | 1級 | 2 |
| | | | 2級 | 1 |
| ホームヘルパー | 厚生労働省 | | 2級 | 2 |
| 潜水士 | 安全衛生技術試験協会 | | | 2 |
| 危険物取扱者 | 総務省 | | 乙種4類 | 1 |

* 太良高校の授業等で受験のための指導が可能なものを認定する。

エ スポーツ又は文化に関する活動

- ・ 太良高校在学中に、高体連、高野連、高文連等主催の大会等で、次のような結果を残した場合
 - a スポーツ全国大会出場（1単位認定）
 - b スポーツ全国大会入賞（2単位認定）
 - c 文化活動全国大会出場又は出品（1単位認定）
 - d 文化活動全国大会3位以上（2単位認定）

高等学校卒業程度認定試験による単位認定は、次のように行う。

ア 認定科目：国語総合、世界史A、日本史A、地理A、世界史B、日本史B、地理B
現代社会、数学、理科総合A、化学、生物、物理、英語

イ 認定方法

- ・ 太良高校において科目登録し、未修得の科目であること。
- ・ 受験前に受験届けを校長に提出した科目であること。
- ・ 認定する単位数は本校所定のものとする。

(6) 前後期日程

- ・ 2学期制は平成23年度から全学年、年次で実施する。

平成23年度予定

1年次生、2年生：前期4月6日(8日)～10月7日(夏季休業中4日間出校)
後期10月11日～3月23日
3年生：前期4月6日～10月7日(夏季休業中9日間出校)
後期10月11日～3月2日(2月の出校は8日間)

平成24年度予定

1、2年次生：前期4月6日(10日)～10月5日(夏季休業中5日間出校)
後期10月9日～3月22日
3年生：前期4月6日～10月5日(夏季休業中10日間出校)
後期10月9日～3月4日(2月の出校は6日間)

平成25年度予定

1、2年次生：前期4月8日(10日)～10月4日(夏季休業中5日間出校)
後期10月7日～3月24日
3年次生：前期4月8日～10月4日(夏季休業中6日間出校)
後期10月7日～3月4日(2月の出校は9日間)

- ・ 3年次生は28単位(LHR含む)で授業を行う。

3 相談・指導

個々の生徒の実態を踏まえ、学校、家庭、地域が協力して相談・指導を行う。

(1) 教育相談関係

教育相談における考え方

- ・ 生徒の個々の状態に対応できる教育相談体制をつくる。
- ・ 教育相談主任等が授業時間を削減できる工夫を行う。
- ・ スクールカウンセラー等の専門家を活用できる体制をつくる。
- ・ 個別の教育相談と併行してホームルームや授業、学校行事の中における指導・支援の工夫を行う。
- ・ 県教育センター等の専門機関の活用を図る。

教育目標

生徒が家庭、学校、地域を含めた社会で、より豊かで生き生きとした生活が送れるように、生徒に対してその個性を理解した支援、指導を行う。

教育相談体制

ア 教育相談力のある教職員配置、校内研修

- ・ 県教育センターの長期研修制度等を活用するなどして、教育相談力のある教職員を育成し、教育相談担当として各学年に配置する。
- ・ 外部専門家等による研修会の実施や「うれしの特別支援学校」主催の研修会等を活用し、教職員の教育相談力の向上に努める。

イ 校内検討体制、検討方法

- ・ 校長、担任、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター等（必要時は専門家も参加）による校内委員会を定期的（月1回程度）に開催する。
- ・ 生徒に問題行動等が発生した場合は、覚知した職員等が報告書等（インシデントレポート）を作成し、関係職員（担任 学年 管理職）で共有するとともに、必要に応じて校内委員会に諮る。
- ・ 緊急対応が必要な生徒については、関係する教職員が集まりケース会議を開催し、チームとして対応する。
- ・ 担任等は、個々の生徒に関して、入試合格発表後から、関係中学と情報交換を行い、個人記録表等を作成し、全職員で情報を共有する。
- ・ 担任等は、必要に応じて保護者等とも面談を行い、情報の収集に努める。
（生徒指導担当とも情報を共有する。）
- ・ 校内委員会の検討結果等を受け、月1回程度全教職員による生徒理解のための事例研究会等を開催し、情報を共有する。

ウ 教育相談体制（校務分掌）

- ・ 教育相談担当者を明確にする。そのうち教育相談担当主任（特別支援教育コーディネーターを兼ねる）は授業持ち時間を減らし、教育相談に対応する。
- ・ 生徒の授業や生活をサポートするため、特別支援員の配置を検討する。

エ スクールカウンセラー

- ・ スクールカウンセラー配置事業において、拠点校として活動時間の確保に努めるとともに、今後必要に応じて、増やすことも検討。

オ 特別支援学校巡回相談員

- ・ 「うれしの特別支援学校」から定期的に巡回相談員の学校訪問を受け、必要な助言等を受ける。
- ・ 相談員には、生徒の実態・学校ニーズの把握、授業・生活場面における指導内容等への助言、校内支援体制づくりへの助言、専門家等との連絡調整、個別支援計画への助言などをお願いする。

カ 発達障害指導の専門家

- ・ 巡回相談員等を交えた校内委員会で、専門的な助言等の必要があると判断したときは、発達障害指導の専門家に指導・助言を求める。
- ・ 発達障害指導の専門家から定期的に指導・助言を求められるようにする。
- ・ 発達障害指導の専門家には、望ましい教育的対応への専門的意見、校内支援体制への指導・助言、一般生徒・保護者等への啓発、校内研修への支援などをお願いする。

キ 大学生等

- ・ 生徒との世代の近さが有効であることから、教育ボランティアや教育実習活動等による大学生等からの学習面・生活面での支援を受ける。

ク 佐賀県教育センター

- ・ 教育センターの教育相談機能等の活用も検討する。
- ・ 教育センター適応指導教室「しいの木」での生徒受入時には連携する。

相談等対応施設

ア 少人数指導室

- ・ 生徒の教育相談や少人数指導に対応するため、少人数指導室を設置する。

イ 教育相談室

- ・ 教育相談に対応するため、教育相談室を複数箇所設置する。

相談対応（相談しやすい環境づくり）

生徒や保護者の悩みや要望を積極的に受け止めることができるよう教職員がカウンセリングマインドをもって接するとともに、相談しやすい環境・システムを整備する。

ア 相談窓口の周知

- ・ ホームルーム、保護者会等で生徒・保護者への相談窓口等の周知を行う。
- ・ 「教育相談だより」等の配付により生徒・保護者に周知を行う。

イ 相談しやすい体制

- ・ 相談は、担任、教科担任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラーなど生徒等が相談しやすい者から選択できるようにする。
- ・ 相談受付箱の設置や電話、メール等による相談受付なども行う。
- ・ 教育相談担当は、少人数指導室に常駐できるようにする。

ウ 相談後の対応

- ・ 相談後、相談内容に応じて、教育相談担当を通して、関係職員で理解・共有できるシステムを構築する。

エ 保護者との連携

- ・ 保護者との連携協力体制を図るため、保護者会を随時開催するとともに、生徒の出欠状況や学校生活について、緊密に家庭と連絡を取る。

面談等

- ・ 担任と保護者との面談を重視する。
- ・ 生徒に対する個別面談週間（年3回程度、年度当初・前期末・後期）を実施する。

きめ細かな生徒指導

ア 生徒の情報収集及び職員相互の共有

- ・ ケアの必要な生徒の情報（個人記録表）を教職員全員で共有できるようにする。
- ・ 履修登録授業等で欠席等を確認した教科担当は、速やかに担任へ報告する。
- ・ 学年連絡会等を持ち、情報交換により不登校等の兆候を事前に把握するよう努める。
- ・ 月ごとに欠席数を管理し、欠席や遅刻が多い生徒を対象に担任等が面談・指導を行う。

イ 不登校が発生した場合の対応

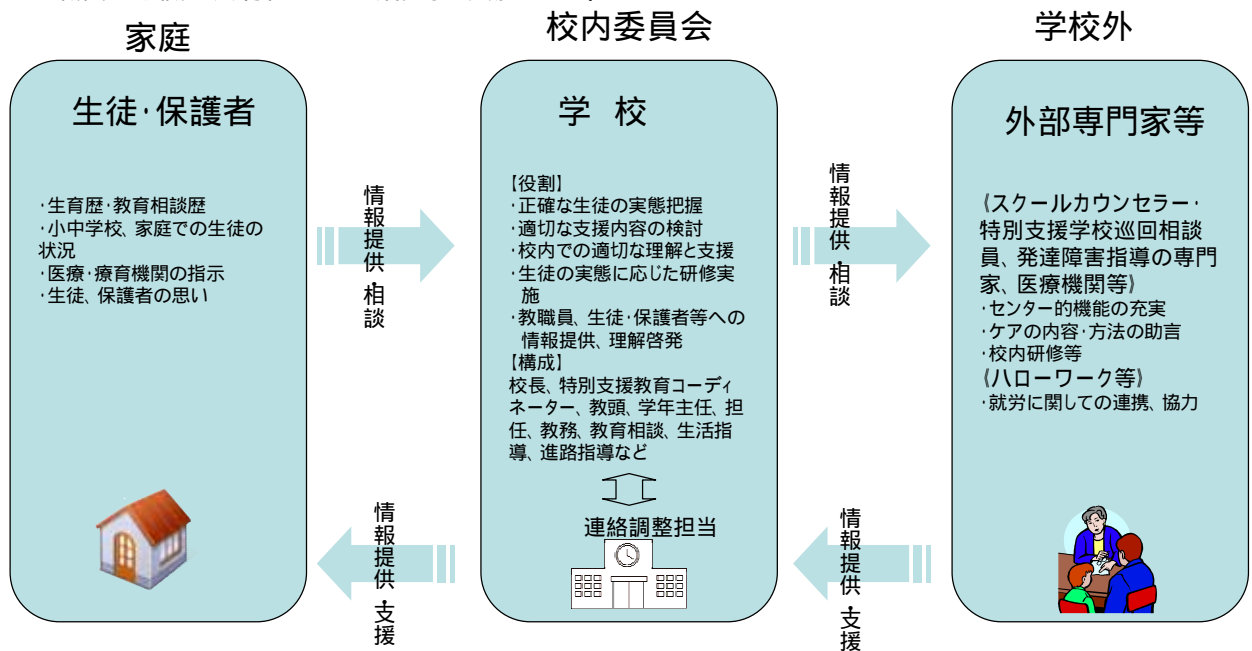
- ・ 不登校対応マニュアルに従って対応する。
（平成20年度版「教育現場における安全管理の手引き」等を参考に作成）

年間教育相談計画

- ・ 教育相談部会は定期的を開催する。

◎ 校内支援体制

校内委員会は、生徒・保護者や外部専門家等の情報をもとに適切な支援内容を検討します。また、職員の意識の共有化のため研修等を実施します。



教頭、学年主任、コーディネーターなど少人数で、生徒・保護者との情報交換、外部専門家等との連絡調整、校内委員会の開催の調整を行う

(2) 生徒指導関係

生徒指導における考え方

- ・ 個々の生徒の個性に応じた適切な生徒指導を行い、不登校、中途退学者を出さないことをめざす。
- ・ 教職員全員で取り組む体制づくりを行う。(担任・副担任等一部の教職員に偏らない体制)
- ・ 社会性、規範意識を身につけさせ、自己責任のもと行動できる生徒を育てる。
- ・ トラブル等発生時の対応を組織的にする。
- ・ 下宿生徒への指導体制を構築する。

生徒指導の目標

- ・ 良識ある行動がとれ、気品ある人格を育成する。
- ・ 個性を尊重し、他人を思いやる心豊かな生徒を育成する。
- ・ 規則の遵守による明るい学園の気風を確立する。
- ・ 環境美化に努め、公共物愛護の精神、ボランティア精神を育成する。
- ・ 地域との連携による指導を実施する。
- ・ 交通ルール遵守を徹底する。
- ・ あいさつの励行と服装指導を徹底する。

生徒指導体制

- ・ 校長の指導の下、生徒指導主事、学年主任、担任の役割を明確に位置付け、連携しながら学校全体で取り組む。
- ・ 小さな問題行動を見逃さず、(担任指導 学年指導 管理職指導)の連携を充実させる。
- ・ 生徒の日頃の行動や態度等について、職員会議等の場を活用して共有し、学校としての指導方針を明確にする。
- ・ 学校参観、保護者会、学校便りなどを活用して、保護者、地域社会に情報提供し、理解を得る。

個々の生徒の指導

生徒の指導に当たっては、教育相談担当と連携し、事前に個々の生徒の状況を全教職員で共有し、生徒の個性に対応した適切な指導を行う。

ア 不登校経験のある生徒や中途退学者の指導

- ・ 不登校、中途退学になった原因等の把握とそれに応じた指導を行う。
- ・ 不登校傾向の生徒、中途退学者への登下校時等の声かけを行う。
- ・ 不登校経験者、中途退学者が学校生活に適應できるよう毎月のフォローやガイダンスを実施する。

イ 発達障害のある生徒の指導

- ・ 発達障害のある生徒への指導に当たっては、生徒の個性(障害等)に応じた指導を行う。例：大声での指導に反応することがあり得る。

下宿生徒への指導体制

- ・ 学校、家庭、下宿受入先とで連携し対応する。
- ・ 生徒指導担当のうちから、下宿生徒担当を設ける。
- ・ 下宿生徒に対しては、入学当初に下宿先でのマナーやルールの指導を行う。
- ・ 学校、下宿受入先と「連絡会」等を設置し、下宿受入先での生徒対応にあたっての統一対応方針等を周知、情報交換する。

- ・ 下宿受入先と緊密に連絡を取り、生徒に問題兆候があった場合や緊急時には連絡してもらう体制を作る。
- ・ 下宿生徒担当は、定期的の下宿先を訪問し、生徒に対する情報を入手する。

トラブル発生時の対応

- ・ トラブル等の発生時に備え、校内体制を整備しておくとともに、関係機関（教育委員会、PTA、警察、消防署、医療機関等）との連携を図る。

(3) 進路指導関係

進路指導における考え方

- ・ 学校教育目標等にキャリア教育の推進を位置付ける。
- ・ 総合的な学習の時間、教科、科目等と関連付けて、学校全ての教育活動を通じた組織的、体系的なキャリア教育がなされるよう各教科等の指導計画を作成する。
- ・ キャリア教育を推進する校内体制を充実させるとともに、地域・関係機関や家庭と連携・協力する。
- ・ 就業体験により、自己の将来について考え、望ましい職業観や勤労観、さらには進路を主体的に選択する能力を育成する。

進路指導目標

- ・ 自立の精神を養い、社会に貢献できる人材をめざす。
- ・ 基礎学力の向上を図り、自己実現を達成させる。
- ・ 進路実現のためのキャリア教育の充実をめざす。
- ・ 保護者との相互理解を深め、生徒個々の特性を生かした進路指導を行う。
- ・ 個性を尊重し、個々の適性・能力を生かせる進路実現に向かって意識を高めさせる。

進路指導の特徴

- ・ 進学・就職のいずれにも対応したカリキュラム編成による指導を行う。
- ・ 学校設定科目で、職業教科・科目について一定の履修機会を確保する。
- ・ 総合的な学習の時間、LHRを活用した就職支援や進学指導を行う。
- ・ 長期休業中等に、学校が指定した期間に就業体験をすることにより単位認定を行う。
- ・ 望ましい勤労観の形成や社会と関わる力を養うための多様な体験活動を実施する。
- ・ 保護者会、進路相談、進路だよりによる保護者との緊密な連携を保つ。

総合的な学習の時間を利用したキャリア教育

- ・ 総合的な学習の時間を利用し、3年間を通じたキャリア教育を行う。
- ・ 1、2年次にキャリアガイダンスを実施し、望ましい勤労観・職業観を育成すると共に、将来のあり方・生き方を考えさせる。
- ・ 1年次から進路実現に結びついた生活指導、学習指導、良好な人間関係を構築させる指導を行い、進路実現のために必要な学力、スキルを身につけさせる。
- ・ 個々の生徒に応じたソーシャルスキル、規範意識、マナー等を身につけさせる。

進路指導体制（校務分掌）

- ・ 進路指導支援については進路指導担当職員、担任及び外部関係機関との共通理解のもと、連携を図りながら学校全体で取り組む。
- ・ キャリア教育の充実・推進活動を通して、日頃からの的確な指導・支援を心がけ、進路実現に向けての目標を明確に持たせる。

- ・ 担任、保護者との連携を密にし、生徒個人の適性・能力を見極めた進路指導・支援に努める。
- ・ 啓発活動の一環として、保護者、地域への進路だよりの配信、学校行事・講演会・進路説明会への参加推進を行い、相互の情報共有・共通理解をめざす。

進路実現支援

ア 進路相談

- ・ 担任等は、入学時に、進学・就職の実現のための相談を行い、生徒の実態に即した情報の収集に努めるとともに、生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな進路指導を行い、個々の進路希望の実現を図る。
- ・ 担任等は、選択科目の内容を説明し、将来の進路希望に応じた履修科目の選択を考えさせる機会（履修科目相談週間の実施）を持つ。
- ・ 進学希望者に対しては、進学実現のための履修科目のアドバイスと適切な指導を行う。

イ 資格取得指導

- ・ 各種資格取得希望者に対しては、資格取得のための適切な指導を行う。

ウ 進学実現充実策

- ・ 進路指導担当は、生徒の進学実現のための情報収集や具体的な方策を策定する。

エ 就業体験先、就職先の確保

- ・ 進路指導担当は、就業体験先、就職先の確保充実に努める。

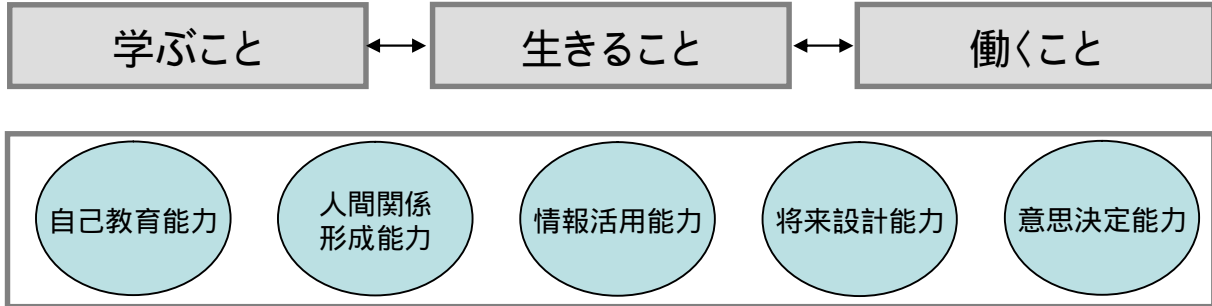
オ 個々の生徒への進路対応

- ・ 進路指導主事等は、保護者、公的就職支援機関、就労支援コーディネーター、発達障害に専門性を有するCSOとの連携を図り、適切な就職先を開拓する。
- ・ 進路指導主事等は、就業体験等を発達障害の有無に関係なく、企業に受け入れてもらうように積極的に働きかけを行う。

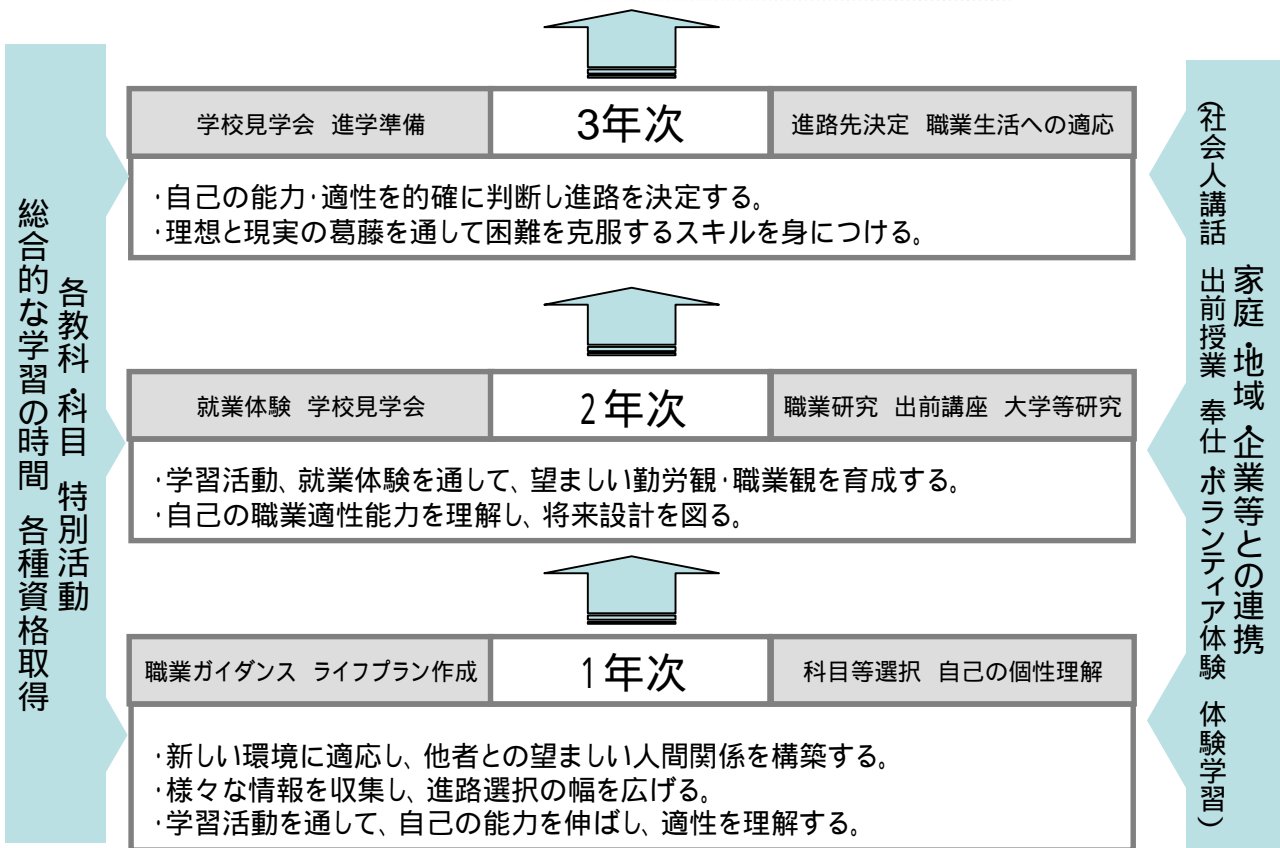
カ 進路指導室の整備

- ・ 生徒の個別指導や来訪者の対応及び生徒用進路関係資料の充実を図る。

太良高校におけるキャリア教育



自己の特性や将来設計に沿った、進学・就職の実現



4 選抜方法

(1) 募集定員について

西部学区枠：40人

全県募集枠：40人（このほかに4月、10月の転編入学として若干名募集）

(2) 選抜基本方針

西部学区枠の対象となる生徒層

- ・ 従来から太良高校が募集していた西部学区の生徒（隣接学区からは募集人員の20%以内）

全県募集枠の対象となる生徒層

全日制高校で学ぶ意欲と能力のある県内全域の

- ・ 不登校経験があり、やり直す意欲のある生徒
- ・ 発達障害があり、特性を伸ばそうとする生徒
- ・ 高校中途退学者で学び直す意欲のある者

選抜における考え方

ア 佐賀県教育委員会の入学者選抜方式に基づいた選抜を行う。

イ 西部学区枠

- ・ 「中高一貫連携型選抜」がなくなり、それ以外は現行の選抜方式で実施する。

ウ 全県募集枠

- ・ 生徒の得意科目を活かし、高等学校で学習したいという意欲を重視する。
- ・ 中学校で不登校等の理由で長期間欠席したため調査書の評定等が不利になっている生徒や、発達障害のある生徒が、受験する上で不利にならないような手だてを実施する。
- ・ 中途退学者の選抜は、学校生活に向けた目標や高等学校を卒業しようとする意欲を重視する。

エ 西部学区枠と全県募集枠の併願はできない。

(3) 応募資格

佐賀県立高等学校入学者選抜実施要項を基本とする。

西部学区枠

原則として保護者の住所が西部学区内にある者（隣接学区からは募集人員の20%以内）

全県募集枠

保護者が佐賀県内に居住し、志願者も佐賀県内の中学校を卒業若しくは募集年の3月卒業見込みの者又は中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、以下のア～ウのいずれかに該当する者

ア 不登校経験等のある者

中学校での欠席日数及び適応指導教室等への通所等により出席扱いになっている日数の合計が、いずれかの学年で30日以上である者

イ 発達障害のある者

- ・ 医療機関等から発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）の診断を受けている者
- ・ 保護者が中学校に発達障害を申し出ている、または、発達障害ではないかと相談している生徒で、学校長もその傾向があると判断する者

ウ 高等学校を中途退学した者

転編入学（全県募集枠）

- ・ 転編入学は、4月と10月に以下の者を対象として募集する。
 - ア 他の高等学校に在籍している者
 - イ 一定の単位を修得して高等学校を中途退学した者
- ・ 転編入学の年次は修得単位数等により決める。
- ・ 平成23年度は1年次10月の転編入学を実施する。平成24年度は1年次10月、2年次4月及び10月の転編入学を実施する。

（4）選抜

西部学区枠の選抜

- ・ 平成23年度は推薦入学と後期試験について実施する。
- ・ 推薦入学は、調査書、適性検査（作文も含む）、面接を総合的に判断し合格者を決定する。
- ・ 後期試験は、調査書、学力検査、面接を総合的に判断し合格者を決定する。

全県募集枠の選抜

- ・ 平成23年度は後期試験のみを実施する。
- ・ 学力検査は得意科目の評価の比重を高める。
- ・ 面接や作文を重視する。
- ・ 面接は複数回行う。
- ・ 中学校提出の調査書について、「学習の記録」「出欠の記録」は評価の対象としない。

最低合格基準の検討

- ・ 志願者が定員に満たない場合であっても、一定の最低合格基準に満たない場合は不合格とする。

試験実施特例

- ・ 実施特例は特に設けないが、事前に相談を受け、実施する場合もある。
 - * 別室受験
 - * 試験問題、解答用紙の拡大コピー

5 地域連携

(1) 体験学習実施計画

体験学習における考え方

改編後の太良高校においては、地域の協力を受け体験学習を実施する。自然の偉大さや美しさなどに出会ったり、現実の社会に直面し様々な人と関わったりすることで、自らの人間性を豊かにし、以下のことの達成をめざす。

- ・ 心身の健全な育成や社会性の育成
- ・ 好ましい人間関係の構築
- ・ 勤労の尊さや生産の喜びの体験

体験学習の実施種類

学校設定教科「体験学習」とし、その中に次のア～ウの講座を位置付けて単位認定する。

ア 実習中心等の科目として扱えるもの

- ・ 年間指導計画を立て、実習中心等の学校設定科目（受入れ先での実習、校内農園での指導者の指導、学校計画の実習中心等の科目）として単位認定する。週1回の実施を基本とする。

イ 学校外で行う就業体験を主とするもの

- ・ 学校設定科目「就業体験（インターンシップ）」として単位認定する。夏休み期間等に5日間（就業体験4日、学習内容整理1日）集中的に実施する。

ウ 学校外で行うボランティア活動を主とするもの

- ・ 学校設定科目「ボランティア活動」として単位認定する。夏休み期間等に5日間集中的に実施する。活動内容は外部団体の計画内容とする。

体験学習の実施方法

ア 週1回実施

- ・ 実習中心等の科目、地元に関する教育や地元人材を活用した学校設定科目とする。
- ・ できる限り一連の作業を体験し、1つ又は複数の内容を組み合わせて実施する。
- ・ 対象は1～3年次生、在学中に1～2回程度は受講できる程度の講座開講を目標とする。
- ・ 各講座に1人ずつの担当教師を配置、実施内容は生徒に事前指導を十分実施する。
- ・ 実施形態は次の2通りとする。

< 3時間授業 > 前期・後期（金曜日午後予定）通期受講で3単位

- * 受入れ先での実習の科目を前期・後期各7講座程度（通期受講で計30人程度）

〔経過措置〕

平成23年度 前期・後期各3講座程度（通期受講で計13人程度）

平成24年度 前期・後期各5講座程度（通期受講で計20人程度）

< 2時間授業 > 前期・後期（水曜日午後予定）半期受講で1単位

- * 校内農園実習、奉仕、郷土学習等の科目を前期・後期各3講座程度（半期受講で計30～60人程度）

- ・ 生徒の現地までの移動手段は、徒歩又は自転車等とする。遠方の場合は作業体験時間も考慮し、公用車利用（公用車追加配備を検討）とする。

イ 集中講座

(ア) 学校外で行う就業体験（インターンシップ）

- ・ 就業体験（インターンシップ）として、1つの受入れ先の内容で実施する。
- ・ 対象は原則2年次生とし、全員受講を基本とする。

- ・ 事前・事後の指導は総合的な学習の時間も活用する。
- ・ 必要な範囲で担当教諭が巡回対応する。
- ・ 原則、夏休みに5日間(就業体験4日、学習内容整理1日)の集中講座(1単位)とし、始業から午後5時程度までの1日8時間以内とする。
- ・ 正規従業員と同じ勤務状態で業務の一部を実習し、交通費等は生徒負担とする。

(イ) 学校外で行うボランティア活動

- ・ ボランティア活動として、外部団体の計画に基づき実施する。
- ・ 対象は1～3年次生とする。
- ・ 必要な範囲で担当教諭が巡回対応する。
- ・ 原則、夏休みに5日間(ボランティア活動4日、学習内容整理1日)の集中講座(1単位)とし、1日8時間以内とする。
- ・ 交通費等は生徒負担とする。

ウ 特記事項

(ア) 受講目標

- ・ 在学中に2回以上の体験学習(インターンシップ1回を含む。)受講を指導する。

(イ) 評価

- ・ 就業体験(インターンシップ)、ボランティア活動は単位認定のみとし、実習中心等の学校設定科目は単位認定及び評価(出席、レポート、態度等で教師評価)を行う。

(ウ) 保険

- ・ 体験学習中に生徒が傷病等を負った場合、生徒が予め加入している日本スポーツ振興センター災害共済で対応する。
- ・ 生徒の非に帰する事由により、体験先又は第三者に損害を与えた場合に備え、予めインターンシップ・ボランティア等体験活動賠償責任保険に加入する。

(エ) 消耗品

- ・ 体験学習実施に当たり、必要な消耗品は事前に調査し、調達する。

(オ) 雨天時の対応

- ・ 雨天時に実施できない場合は、雨天時の代替の対応を検討する。

時間設定例

ア 週1回水曜日午後(45分×2コマ)(半期科目)半期受講で1単位

| | 内容 | 時間 | 摘要 |
|---|-------------|-------------|--|
| 1 | 学校出発・作業内容説明 | 14:15～14:30 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業体験中の休憩は指導者の指示で適宜 ・ 必要時は校内学習(事前説明、学習内容整理)も実施 |
| 2 | 作業体験 | 14:30～15:45 | |
| 3 | 講評及び後片付け | 15:45～15:50 | |
| 4 | 作業終了・学校到着 | 15:50～15:55 | |

イ 週1回金曜日午後(45分×3コマ)(半期科目・2回受講)通期受講で3単位

| | 内容 | 時間 | 摘要 |
|---|-------------|-------------|--|
| 1 | 学校出発・作業内容説明 | 13:20～13:40 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業体験中の休憩は指導者の指示で適宜 ・ 必要時は校内学習(事前説明、学習内容整理)も実施 |
| 2 | 作業体験 | 13:40～15:40 | |
| 3 | 講評及び後片付け | 15:40～15:45 | |
| 4 | 作業終了・学校到着 | 15:45～15:55 | |

ウ 1日×5回（就業体験（インターンシップ）夏休み集中講義）1単位

| | 内容 | 時間 | 摘要 |
|---|----------|-------------|---|
| 1 | 作業内容説明 | 9:00～9:30 | ・始業時から午後5時程度までの1日8時間以内 ・作業体験中の休憩は指導者の指示で適宜 ・原則、最終日は学習内容整理 |
| 2 | 作業体験 | 9:30～12:00 | |
| 3 | 昼食休憩 | 12:00～13:00 | |
| 4 | 作業体験 | 13:00～16:30 | |
| 5 | 講評及び後片付け | 16:30～17:00 | |

体験学習（週1回実施）の具体的な実施内容例（平成25年度）

ア <3時間授業> 前期・後期（金曜日午後予定）通期受講で3単位、対象：全学年

A 介護福祉・園芸体験

（前期・後期実施、各生徒5人・教師1人、自転車移動）

隣接農地で自家用の野菜・果物を多数栽培しているグループホームでの体験

B 介護福祉体験

（前期・後期実施、各生徒4人・教師1人、自転車移動）

複数の福祉施設での介護福祉体験

C 園芸（バラ）体験

（前期・後期実施、各生徒4人・教師1人、自転車移動）

バラ栽培を中心とした園芸体験

D 園芸（前期：ユリ・マンゴー、後期：ユリ）体験

（前期・後期実施、各生徒4人・教師1人、自転車移動）

ユリ栽培（前期はマンゴー栽培もあり）を中心とした園芸体験

E 園芸・加工（前期：加工、後期：みかん・加工）体験

（前期・後期実施、各生徒4人・教師1人、徒歩移動）

みかん栽培、ジュース・ジャム加工を中心とした園芸・加工体験

F 食品加工・漁業体験

（前期・後期実施、各生徒4人・教師1人、公用車・自転車移動）

精肉作業・加工、カニ・ヒラメ・のり養殖等を中心とした食品加工・漁業体験、マリンスポーツ（7月中旬）体験

G 林業・きのこ栽培体験

（前期・後期実施、各生徒4人・教師1人、公用車移動）

林業、木工作業等の林業関係体験、福祉施設でのきのこ等栽培体験

イ <2時間授業> 前期・後期（水曜日午後予定）半期受講で1単位、対象：全学年

A 校内農園実習体験

（前期・後期実施、各生徒10人～20人・教師1人）

校内農園での太良町特産等の野菜栽培等を中心とした実習体験

B 奉仕活動（学校設定科目：太良高校）

（前期・後期実施、各生徒10人～20人・教師1人、必要時徒歩・自転車移動）

清掃活動、リサイクル活動、募金活動、案内板製作、救急救命体験等の奉仕活動

C 郷土学習（学校設定科目：太良高校）

（前期・後期実施、各生徒10人～20人・教師1人、必要時徒歩・自転車移動）

現在実施している総合的な学習の時間の郷土学習をベースに郷土学習、現地調査、郷土産品を使った加工等を中心とした郷土学習

(2) 通学対策実施計画

基本的考え方

太良高校はＪＲの沿線に位置し、路線バスも運行されているが、現行の便数や所要時間は利便性が高いとはいえない状況にある。こうした中で、新しい太良高校では、県内全域からの募集枠を設けることとしており、通学利便性向上のため何らかの対策が必要と考えられる。

現時点では、以下のような通学対策についての検討が考えられるが、実現可能なものから取り組むこととする。

通学対策の検討

ア 始業・終業時間の工夫

45分授業で、午前3時間、午後3時間授業とし、ＪＲ駅時刻表も考慮し、始業時間を9時30分、終業時間を16時とする校時表案で検討する。

イ ＪＲや路線バスの時刻表等改正

ＪＲや路線バスの時刻表について、始業時間、終業時間や、特急列車との接続時間に合わせるなどにより、通学利便性向上が図れる場合は、時刻表改正等について、要望を行う。

ウ 下宿の確保

一般交通機関での通学が困難な生徒のために、町の協力も受け、下宿先を確保する。

エ 太良高校前駅設置の検討

太良高校前駅の設置については、知事部局の担当本部で検討されているが、建設費や技術的なことなど、解決しなければならない厳しい課題も多いとの報告を受けている。

オ その他

その他、学校とＪＲ駅をつなぐバスの運行など、通学利便性向上のための対策について、幅広く検討する。

(3) 小中高連携計画

現在の中高一貫連携型選抜は平成22年度入試までとし、連携型中高一貫教育は平成22年度入学生が卒業する平成24年度をもって終了する。

小中高連携の今後の検討内容例

以下の素案も参考に今後検討

ア ワンポイント交流授業

- ・ 連携型中高一貫教育期間中の平成22年度は、従来どおりとする。
- ・ 平成23年度の太良高校改編後（中高一貫教育継続期間の平成23～24年度含む）は、小学校も含めた実施を検討する。

小学校、中学校、高校にそれぞれが授業参観（各教科1回程度をいずれかの学校で開催、特にICT活用等）し、意見交換等を行うことを検討する。

イ 郷土学習

- ・ 連携型中高一貫教育期間中の平成22年度は従来どおりとする。
- ・ 平成23年度の太良高校改編後（中高一貫教育継続期間の平成23～24年度含む）は、高校は体験学習の一つとして郷土学習を実施する。中学校でも引き続き行うかを検討する。

ウ 3校合同イベント（中高文化交流会）

- ・ 太良町の支援も受け、平成22年度以降（中高一貫教育終了後の平成25年度以降含む）も継続を検討する。

エ 地元町中学生の高校 1 日入学体験

- ・ 平成 22 年度以降（中高一貫教育終了後の平成 25 年度以降含む）も継続を検討する。

オ 部活動の交流

- ・ 平成 22 年度以降（中高一貫教育終了後の平成 25 年度以降含む）も継続を検討する。

カ 美しい日本語暗誦大会

- ・ 平成 22 年度以降も継続を検討する。

キ 研修会

- ・ 高校側が発達障害等での研修会を開催する場合は、中学校、小学校からも担当者が出席する。

ク その他

- ・ 合同ボランティア活動など、小中高校の生徒が交流する事業の可能性について検討する。
- ・ 高校側から中学校への教員乗り入れ授業は、連携型選抜の対象生徒でない平成 22 年度以降は取りやめる。

連携型中高一貫教育に関する県、町の規則上の規定の改正時期

現在、「佐賀県立学校の管理に関する規則」及び「太良町立小、中学校の管理に関する規則」に連携型高等学校及び連携型中学校の教育課程をそれぞれ規定しているが、当該規定の削除の改正は平成 25 年 3 月に行うものとする。

(4) 地域連携のあり方

地域連携の基本的あり方

今日の学校教育においては、「地域社会と連携した学校教育」の推進が重要とされるが、そのためには、何よりも地域に開かれた学校であることが求められる。地域社会には、職業や経験などを通して培った高い資質や能力をもつ様々な人々が多数おられ、こうした人々の専門的な知識や技能などを学校の教育活動に適切に生かすことによって教育活動の多様化とその質の向上が期待できる。

このような社会人の活用は、生徒たちの社会性や勤労観・職業観の育成という視点からも有効なことであり、加えて、学校に外部の新しい発想や教育力を取り入れることにより、閉鎖的になりがちな学校運営の改善や教員の意識変革を促すことも期待できる。

また、部活動についても、地域の人を外部指導者として活用するほか、学校外の優れた指導者や充実した施設のもとでの活動を展開するなど、地域社会との連携を図ることでより大きな成果が得られると考えられる。

太良高校の地域連携のあり方

改編後の太良高校については、これまでの形での生徒募集に加え、既存の全日制高校では十分に対応できていない生徒を全県から募集することから、学校と地域との連携のあり方等、今後、改編後の状況等を注視しながら、より良い在り方を構築する必要がある。

太良高校の地域連携の今後の進め方

ア 地域に開かれた学校づくりの推進

- ・ 職場体験、実習の推進、地域行事への参加など、地域社会と積極的に連携する。
- ・ 学校施設（運動場、体育館、特別教室等）の地域開放を進める。
- ・ 教職員と地域住民が連携した非行防止など、生徒指導を充実させる。

イ 地域の教育力の活用

地域人材の活用、各種行事、ボランティア活動等を通じた地域交流や福祉施設連携強化、教育内容広報のための ICT や情報誌の活用等を行う。

ウ 新たな組織づくりの検討

こうした取組を真に意義あるものとするため、改編後の太良高校においては、教職員、保護者、地域住民、行政等が地域連携を基にした学校のあり方について協議するシステムづくりを進めることとし、その方法として、現行の学校評議員制度との関係も考慮しつつ、保護者や地域住民、有識者などの意見を学校経営に取り入れるための新たな組織（「地域教育連絡協議会（仮称）」など）を設けることを検討する。

6 広報

- ・ 改編の趣旨や教育の特色などについて、佐賀県教育委員会のホームページに掲載し、同時に県内全市町へ通知する。また、市町へ広報依頼も行う。
- ・ 県内の中学校や支援団体に、平成 22 年 4 月以降、訪問等による説明を行う。
- ・ 生徒や保護者対象の体験入学を平成 22 年 8 月に実施する。
- ・ 県の広報誌への掲載や各種メディアを通じた積極的な情報発信に努める。
- ・ 学校紹介リーフレットや学校案内等を作成する。また、太良高校ホームページでも改編についての情報を発信する。
- ・ 様々な問い合わせにこたえるために、教育庁内と太良高校に相談窓口を設置する。

(参考) 新太良高校設置準備委員会委員名簿

新太良高校設置準備委員会委員 (平成21年4月)

| No. | 所属・職名 | 氏名 | 備考 | |
|-----|--------------------------------|--------|-------------|------|
| 1 | 太良高等学校校長 | 白水 敏光 | 太良高校 関係者 | 委員長 |
| 2 | 太良高等学校教頭 | 中原 卓則 | | 副委員長 |
| 3 | 太良高等学校事務長 | 溝口 茂幸 | | |
| 4 | 太良町副町長 | 永淵 孝幸 | 太良町関係者 | |
| 5 | 太良町教育長 | 陣内 碩泰 | | |
| 6 | 太良高等学校教育後援会長 | 橋口 健一郎 | 地元関係者 | |
| 7 | 太良高等学校同窓会長 | 荒木 誠一郎 | | |
| 8 | 多良中学校長 | 松尾 雅晴 | 中学校関係者 | |
| 9 | 大浦中学校長 | 植松 正鋼 | | |
| 10 | 多良中学校PTA代表 | 大岡 利昭 | | |
| 11 | 大浦中学校PTA会長 | 合浦 善哉 | | |
| 12 | 鹿島市教育長 | 小野原 利幸 | 鹿島市関係者 | |
| 13 | 嬉野市教育長 | 杉崎 士郎 | 嬉野市関係者 | |
| 14 | 総務課長 | 伊東 博則 | 県教委関係者 | |
| 15 | 教職員課長 | 中島 秀明 | | |
| 16 | 教育政策課長 | 坂本 兼吾 | | |
| 17 | 学校教育課長 | 平山 又一 | | |
| 18 | 体育保健課長 | 塚原 康弘 | | |
| 19 | 藤津教育事務所長 | 中村 和彦 | | |
| 20 | 学校再編・新太良高校準備室長 | 峰 雅樹 | | |
| 21 | 教育政策課参事 (兼) 学校再編・新太良高校準備室参事 | 福田 孝義 | | |
| 22 | 学校再編・新太良高校準備室参事 | 古賀 信孝 | | |
| 事務局 | 太良高校教諭 | 今田 康光 | | |
| | 学校再編・新太良高校準備室副室長 | 山崎 新 | | |
| | 学校再編・新太良高校準備室企画主幹 | 山口 孝 | | |